



今回は、日本の皆様には馴染みが薄いと思われるオランダの特許事情についてご紹介したいと思います。

#### オランダでの特許取得メリット

オランダ特許に関しては、そのマーケットの規模が比較的小さいことから、あまり魅力がないと感じられるかもしれません。しかし、オランダには欧州最大の港である「ロッテルダム港」や、主要なハブ空港の一つである「アムステルダム・スキポール空港」があり、これらを経由して欧州各国に送られる製品についても、オランダ特許によりカバーできる可能性があります。Sony v.s. LG電子のケースでは、プレイステーション3の輸入差止め仮処分がオランダで出され（その後撤回）、欧州全体への製品の供給に問題が生じる可能性があったことを記憶されている方もいらっしゃるかと思います。

最近ではApple v.s. Samsung、Ericsson v.s. Apple等の世界的な訴訟における係争地の一つとしてオランダが選択されていること等からも、世界的に見てオランダ特許の注目度が上がっているように感じられます。

#### オランダでの特許取得ルート

オランダで特許を取得するためのルートには、現在以下の2つがあります。また、欧州単一特許（Unitary Patent）制度が発効された後は、EPO経由で許可された特許について単一特許の請求をすることにより、オランダでも有効な権利を取得することが可能となります。

##### ① EPO経由で許可された特許を有効化(validation)するルート

こちらのルートで特許を有効化する場合には、許可された特許のクレームについてオランダ語訳が必要となりますが、明細書については翻訳が不要であるため比較的リーズナブルに特許を有効化することが可能です。

##### ② オランダ特許庁に直接出願するルート

PCT経由ではオランダ特許庁に移行することができず、パリルートでの直接出願が必要となります。直接出願には例えば以下のようなメリットがあります。

##### ● 翻訳作成のための猶予期間

外国語（日本語）出願が可能であり、翻訳文は補正

指令から3か月以内に提出すればよい。

##### ● 翻訳費用の削減

クレームについてはオランダ語の翻訳文が必要であるものの、明細書については英語での手続きが可能である。このため、他の非英語圏の国と比べて翻訳費用を削減できる可能性がある。

##### ● 早期権利化

出願後は実体的な審査は行われず新規性調査のみが行われ、新規性調査の結果にかかわらず特許が登録される。出願日（又は優先日）から18ヶ月経過後原簿に登録され、その後特許が付与される。

##### ● 低コスト

新規性調査には、国内新規性調査（オランダ特許庁による調査）と国際新規性調査（EPOによる調査）の2つが存在するが、国内新規性調査を選択した場合には、出願料金を合わせて庁費用が180ユーロとなる。この他に登録費用等は発生しないため、クレームのボリュームによっては、現地代理人の費用を含めても1,000ユーロ以下で特許を取得できる可能性がある。

#### オランダでの特許件数

2014年にEPO経由でオランダで有効化された特許が約16,500件であるのに対して、オランダ特許庁に直接出願された出願件数は約2,500件にとどまるようです。直接出願については、上述のPCT経由で移行できないことによる不便さの他、実体的審査を伴わないため権利の安定性について不安が残る、そもそも直接出願が可能であることがあまり知られていない等といった事情により件数が限られているのでしょうか、出願戦略において一考の価値があるものと考えます。

#### その他

オランダには、欧州特許庁（EPO）のハーグ支部があります。EPOの本部はミュンヘンにありますが、特許出願の審査の半数弱はハーグ支部で行われているそうです。異議申立等の口頭審理の召喚状に、「Rijswijk」と記載されていることがありますが、「Rijswijk」はハーグ郊外の街の名前であり、口頭審理がハーグ支部で行われることを意味します。

以上  
（弁理士・酒巻順一郎）